

美しいまちなみを守るために。



担当係 建設経済部都市整備課都市計画係
電話番号 0135-67-7097 (内線 235)

岩内町では2つの取組を令和元年から行っております。

自然環境の適正な保全に配慮した秩序ある開発を促すための

土地環境保全条例

良好な景観の形成及び保全に配慮した合理的な土地利用を図るための

特定用途制限地域

土地環境保全条例

岩内町全域の土地造成等行為を管理することを目的として、造成区域の面積が3,000㎡以上の一団の土地を造成した場合、届出を必要としています。

※ただし、他の法令に基づく許可申請等を行っている場合は届出が不要となります。



土地環境保全条例の詳しい内容についてはこちら→



特定用途制限地域

岩内町の地域資源である豊かな自然環境を保全・活用していくことを目的として、用途地域の指定のない郊外の地区を「リゾート地区」「沿道地区」「自然共生地区」として位置づけ、それぞれの地区に建築してはならない建築物を指定しています。

特定用途制限地域の詳しい内容についてはこちら→

